

平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析 に係る一般競争入札説明書

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

平成31年2月
原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部原子力規制企画課

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部原子力規制企画課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（平成31年2月6日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析

(2) 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を引き続き取得すること。

- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

平成31年2月13日（水） 16時30分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

平成31年2月28日（木） 12時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 原子力規制部原子力規制企画課

（六本木ファーストビル8階）

6. 入札及び開札の日時及び場所

平成31年3月15日（金） 16時00分

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

開札は入札後直ちに行う。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれが

あって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めにより実施する。

11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

12. 契約書作成の要否 要

13. 契約条項 契約書（案）による。

14. 支払の条件 契約書（案）による。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 原田 義久
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9番 9号

17. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課 帯刀 勲

電話：03—5114—2109

FAX：03—5114—2177

メールアドレス：isao_tatewaki@nsr.go.jp

(3) 契約締結日までに平成31年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

なお、本調達は、平成31年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とすることとする。

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省序統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い
代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることはできない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたとき若しくは指名されなかつたときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

- 次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。
- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
 - ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
 - ③ 委任状を持参しない代理人による入札
 - ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
 - ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかつた入札
 - ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
 - ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
 - ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が

ないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

18. 契約書の提出等

(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式 1)

入札書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する
場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このと
き、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析

2 入札金額 : 金額 円也

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(様式2-①)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁官房参事官 殿

所 在 地

(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

印

代理人所在地

(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

1 平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析の入札に関する一切の件

2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

(様式 2-②)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁官房参事官 殿

代理 人 所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
所 属 (役 職 名)
代 理 人 氏 名

印

復代理人所在地
(受任者) 所 属 (役 職 名)
復 代 理 人 氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成 31 年度特定重要事案の技術情報調査・分析の入札に関する一切の
件

(参考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書

1. 件名

平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析

2. 目的

米国NRC規制関連図書及び最近の運転経験反映活動の中で確認された重要事案に関して、より詳細な調査・分析を行うことで、我が国の安全規制に反映させることに資する有用な情報を得ること。

3. 実施項目

米国NRC規制関連図書である一般情報(Generic Communications: GCと呼ぶ。)、検査報告書(Inspection Reports: IRと呼ぶ。)ならびに、原子力規制庁が特定する重要事案に関して、背景情報とともに、関連する技術情報や規制情報等を広く検索・収集して、より詳細な調査・分析を行うものである。いずれの成果物も、各事案の技術専門分野や関連する原子力安全分野における実務経験者(主任調査担当者と呼ぶ。)により、技術品質レビューされなければならない。

- (1) GC 最新情報の調査・分析
- (2) IR 最新情報の調査・分析
- (3) 特定重要事案の技術情報調査・分析
- (4) 定期報告と質疑応答
- (5) 成果報告書の作成

4. 実施内容

(1) GC 最新情報の調査・分析

米国NRCのGCの中から、下記4図書の最新情報を全訳するとともに、案件毎に、内容の調査・分析を行い、事象の概要、原因、再発防止策や教訓を抽出し、日本語でまとめを作成する。

- (a) 公報(Bulletins: BL)、<https://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/gen-comm/bulletins/>、(参考: 2018年公開数: 0)
- (b) 一般書簡(Generic Letters: GL)、<https://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/gen-comm/gen-letters/>、(参考: 2018年公開数: 0)
- (c) 情報告知(Information Notices: IN)、<https://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/gen-comm/info-notices/>、(参考: 2018年公開数: 11
(5~9頁/件))
- (d) 規制課題サマリ(Regulatory Issue Summaries: RIS)、
<https://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/gen-comm/reg-issues/>、
(参考: 2018年公開数: 6 (9~21頁/件))

(A) 全訳に当たっては、以下に留意する。

- ① 米国 NRC の GC の各図書のサイト（上記）に適宜アクセスし、2019 年 3 月 1 日から 2020 年 2 月 28 日の間に登録・公開される図書を入手する。ただし、原子力規制庁担当者と協議して調査・分析不要と判断されるものは除く。
- ② 原子力用語・略語を含む用語・略語は逐語訳ではなく、可能な限り日本で用いられている用語・略語に置き換えること。
- ③ 英文独特な言い回しは、可能な限り平易な和文言い回しに置き換えること。
- ④ 主任調査担当者により適切に技術品質レビューされること。
- ⑤ 全訳図書の書式は、可能な限り元の英文情報に似せ、案件ごとに電子情報（WORD または PDF）を作成すること。

(B) まとめ作成に当たっては、以下に留意する。

- ① (A) で全訳した情報について分析し、必要に応じて調査・分析者による解説や補足を加え、1 件ごとに 2 ページ（約 800 文字／頁。元の英文情報の分量に応じて増減可能。）以内で事象概要、原因、教訓と是正措置等をまとめる。
- ② 平易簡潔な表現を用いること。原子力用語・略語を含む用語・略語は逐語訳ではなく、可能な限り日本で用いられている用語・略語に置き換えること。
- ③ 元の英文情報に有用な図表が含まれている場合は必要に応じて和訳してまとめて取り入れること。
- ④ 元の英文情報で参照されているものなど関連する公開情報等を検索・調査し、必要に応じて情報をまとめに追加すること。それらの情報を引用する場合は、引用元を明記するなど適切に引用すること。
- ⑤ 分析した根本原因や教訓の国内原子力施設への展開の必要性を担当者の知見も用いて考察すること。なお、考察は、①の文字数にはカウントしない。
- ⑥ 主任調査担当者により適切に技術品質レビューされること。
- ⑦ まとめの書式は定めないが、1 件ごとに電子情報（WORD 又は PDF）を作成すること。

(2) IR 最新情報の調査・分析

米国 NRC の IR 最新情報を調査分析し、重要度「白」、「黄」、もしくは「赤」の指摘事項（以下、重要指摘と呼ぶ。）が記載されていれば、その事象ごとに概要、原因、再発防止策や教訓を日本語でまとめを作成する。全訳は不要である。まとめ作成に当たっては、以下に留意する。

- ① 米国 NRC の IR サイト（下記）にアクセスし、2019～2020 年付の登録・公開報告書（参考：2018 年付報告書数は約 400 件。）を適宜分析し、重要指摘の有無を調査する。ただし、原子力規制庁担当者と協議して調査・分析不要と判断されるものは除く。

- (a) 検査報告書ホームページ
<https://www.nrc.gov/reactors/operating/oversight/listofrpts-body.html>
- (b) パフォーマンス実績（検査指摘事項サマリ）
<https://www.nrc.gov/reactors/operating/oversight/prevqtr.html>
- ② 重要指摘があれば（参考：2017年第4四半期から2018年第3四半期までの重要指摘数は、白：16、黄：4、赤：0）、調査・分析者による解説や補足を加え、指摘対象の事象1件ごとに2ページ（約800文字／頁。元の英文情報の分量に応じて増減可能。）以内で事象概要、原因、指摘事項、教訓と是正措置をまとめること。それら以外の指摘事項でも、重要と考えられるものがあれば、原子力規制庁担当者と協議の上、まとめを作成すること。
- ③ 平易簡潔な表現を用いること。原子力用語・略語を含む用語・略語は逐語訳ではなく、可能な限り日本で用いられている用語・略語に置き換えること。
- ④ IR最新報告書だけでなく、当該事象に関するIR報告書やLER等を遡って検索・調査して情報（図表含む）を追加すること。それらの公開情報等を引用した場合は、引用元を明記すること。
- ⑤ 分析した根本原因や教訓の国内原子力施設への展開の必要性を担当者の知見も用いて考察すること。
- ⑥ 主任調査担当者により適切に技術品質レビューされること。
- ⑦ まとめの書式は定めないが、案件ごとに電子情報（WORD又はPDF）を作成すること。

（3）特定重要事案の技術情報調査・分析

本事業開始後に原子力規制庁担当者が適宜特定する重要事案について、背景情報とともに関連する技術情報や規制情報等を広く検索・収集して、より詳細な調査・分析を行い、報告書（概ね20頁／件）（以下、個別報告書と称す。）を作成する。調査対象の重要事案数は、年間最大12件とする。ただし、個別報告書の合計ページ数が240に満たない場合は、原子力規制庁担当者が重要事案を追加特定する。原則、重要事案は以下の3カテゴリから特定される。

- (a) 最新ドラフト規制ガイド（Draft Regulatory Guides: DG）
2019年12月31日までに登録・公開されるDG（参考：2018年付DGは約20件。）下記検索ページにて、「Document type」から「Regulatory Guide, Draft」を選択することで情報が得られる。
<https://adams.nrc.gov/wba/>
- (b) 最近の事象報告・規制動向
上記のGCやIRを含めて、IAEAや海外規制機関のホームページ等で2019年12月31日までに登録・公開される報告。代表的な報告は以下である。
- International Reporting System for Operating Experience (IRS)
 - Incident Reporting System for Research Reactors (IRSRR)
 - Fuel Incident Notification and Analysis System (FINAS)

- Nuclear Events Web-based System (NEWS)
 - 米国 Event Notification Report (ENR)
 - 米国 Licensee Event Report (LER)
 - 米国 Information Notices (IN)
 - 仏国 Notice of incident of nuclear facilities
 - 仏国 Notice of incident excluding nuclear facilities
- (c) 最近の規制・規準・規格関連情報
IAEA、OECD/NEA や海外規制機関のホームページ等で 2019 年 12 月 31 日までに登録・公開される規制・規準関連の図書や報告書。原子力施設に適用される国際規格・規準の最新動向情報。

個別報告書作成に当たっては、以下に留意すること。

- ① 原則、定期報告会毎に原子力規制庁担当者が、2 から 3 件の重要事案を特定する。調査・分析すべき重要事案候補があれば、原子力規制庁担当者に提案すること。
- ② 事故・故障事案の場合は、事象の概要、原因、教訓、国内原子力施設・運用との類似性等についてまとめる。規制動向に係る事案の場合は、規制動向の概要、背景・起因、課題と国内規制への影響等についてまとめる。
- ③ 各事案につき、関連する背景情報、技術／規制情報等を最低 2 件収集し、調査・分析に利用すること。調査・分析した情報は、個別報告書の中で URL を記載するなど適切に引用すること。
- ④ 個別報告書は電子情報（WORD もしくは PDF）として作成すること。用紙サイズは A4 とし、1 ページの文字数は、全角相当で 800-1000 文字とする。その他の書式は特に定めない。
- ⑤ 各個別報告書のページ数は、概ね 20 ページ以内とする。和訳編集した図表ページはカウントできるが、原文から複写しただけのページはカウントしないこと。
- ⑥ 平易簡潔な表現を用いること。原子力用語・略語を含む用語・略語は逐語訳ではなく、可能な限り日本で用いられている用語・略語に置き換えること。
- ⑦ 個別報告書の中に非公開情報が含まれる場合は、赤枠で囲むなどして、公開情報と区別できること。
- ⑧ 原子力規制庁担当者から指示がない限り、調査・分析した情報のコピーは個別報告書に含めない。
- ⑨ 主任調査担当者により適切に技術品質レビューされること。
- ⑩ 原子力規制庁担当者が提供する国際機関情報は、第三者に開示、提供してはならない。それらの図書は、分析・調査終了後に破棄すること。

（4）定期報告と質疑応答

上記（1）（2）で作成されたまとめ（注：（1）の全訳は含まない。）と（3）の個別報告書（以上をまとめて成果物と呼ぶ。）について、原子力規制庁にて定期報告する。報告会日程については、5. 実施工程を参照のこと。調査・分析すべき重要事案

候補があれば、報告会等を利用して、原子力規制庁担当者に提案すること。報告会毎に、成果物に対する質疑応答やフィードバック事項を含めた議事録を原子力規制庁担当者に送付すること。

(5) 成果報告書の作成

- (1) の全訳と成果物を全てまとめた成果報告書を以下に留意して作成する。
 - ① 成果報告書は、電子情報（WORD 又は PDF）として作成すること。
 - ② 成果報告書には、調査・分析対象の英文情報の URL を記載し、原文のコピーは含めないこと。
 - ③ 原子力規制庁担当者から指示がない限り、追加調査・分析した情報原典の一式コピーも成果報告書に含めないこと。
 - ④ 成果報告書では、公開情報と非公開情報が区別できるようにすること。
 - ⑤ 報告会の議事録に記されたフィードバック事項は、適切に成果報告書に反映させること。
 - ⑥ 主任調査担当者により適切に技術品質レビューされること。

5. 実施工程

実施項目	H31 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H32 1月	2月	3月
(1) GC 最新情報の調査・分析												
(2) IR 最新情報の調査・分析												
(3) 特定重要事案の技術情報調査・分析												
(4) 定期報告と質疑応答 ^{注1)}	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
(5) 成果報告書の作成												

注1)報告会（キックオフ、中間報告会、最終報告会）の日程は都度協議により定め、合計6回以上開催する。中間報告会をメールを使った報告会で置き換えることも可能。上記工程の▲は目安である。

6. 実施期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

7. 実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とすること。

実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、一方が出張などの時にも支障なく業務が遂行できるようにすること。

8. 提出書類及び納入品目

(1) 提出書類

受注者が規制庁の承認を受けるため、又は規制庁に報告するために提出する書類、提出部数、提出期日は、次のとおりとする。

	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施体制表	1	契約締結後速やかに 変更時は改訂版を速やかに提出すること
2	下請負届	1	契約締結後速やかに 該当しない場合は省略できる。
3	品質計画書 ^{注1)}	1	契約締結後速やかに提出し、規制庁の承認を受けること。
4	個別報告書 ^{注2)}	1式	報告会の都度 ^{注3)}
5	報告会議事録 ^{注4)}	1	報告会開催日から1週間以内
6	成果報告書 ^{注5)}	1式	平成32年3月31日まで
7	完了届	1	納入時

注1) 品質計画書の品質要求事項は9. によるものとする。

注2) 個別報告書の電子情報（Word もしくはPDF）をe-mail または電子情報媒体（CD 又はDVD）で提出すること。報告会にて使う資料は、ハードコピーを3部配布すること。

注3) 報告会については5. 実施工程を参照のこと。

注4) e-mail にて提出すること。

注5) 成果報告書は、電子情報媒体（CD 又はDVD）を10部、ハードコピーを1部提出すること。成果報告書には上記1～3の提出書類も含めること。

(2) 納入品目及び納入場所

(a) 納入品目：(1)に定める提出書類

(b) 納入場所：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル8階

9. 品質計画書

品質計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- 実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと）。

(2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。特に、調査・分析する各事案の技術専門分野や関連する原子力安全分野における実務経験者が、GCの全訳とGC、IRのまとめ、特定重要事案の個別報告書を適切に技術品質レビューすることが明確にされていること。

(3) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。特に、調査・分析する各事案の技術専門分野や関連する原子力安全分野における実務経験者が、業務従事者に含まれていること。

10. 検収条件

本仕様書に記載の内容、特に以下の条件をすべて満足していることを確認したことをもって検収とする。

- 8. に記載の提出書類が全て提出期日までに提出されていること。
- GCの全訳とGC、IRのまとめ、特定重要事案の個別報告書が全て含まれていること。ただし、原子力規制庁担当者と協議し、調査・分析不要と判断したもの除く。
- 報告会の議事録に記されたフィードバック事項が、適切に成果報告書に反映されていること。
- 成果報告書には、作業に対する品質計画書に記載された品質管理方法に従ったチェックが行われたことを示す記録が含まれていること。
- 国際機関との取決め等による非公開情報が、原子力規制庁担当者から提供された場合は、分析・調査終了後に破棄すること。

11. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (5) 受注者は、原子力規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確實に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

12. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、原子力規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は当庁により検収後1年間とする。
- (3) 作業実施者は、原子力規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てるること。
- (4) 業務上不明な事項が生じた場合は、原子力規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (5) 常に、原子力規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (6) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (7) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

以上

入札適合条件

平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を引き続き取得すること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
- (4) 調査担当者と主任調査担当者は、海外原子力施設の運転経験や海外規制・規準動向等に関する英文情報を理解し、その内容を日本語で説明する能力を有すること。また、調査に必要な英語によるコミュニケーションを行う能力を有すること。さらに、調査した海外原子力施設や海外規制・規準動向と国内原子力施設や国内規制・規準動向との差異を説明する能力を有すること。以上の能力を確認するため、略歴欄((6)参照)に、以下の(a) (b) (c)に関する情報を追加すること。調査担当者は(a)に示す従事年数を満足すること。主任調査担当者は、(a)に示す従事年数と(b)に示す勤務経験年数（又は参加数）の両方を満足すること。また、下記(d)の課題を実施し、添付すること。
 - (a) 実用発電炉もしくは燃料サイクル施設の①設計、②安全評価、③製造・調達、④建設、⑤試運転・運転、⑥保守、⑦廃止措置、⑧品質保証、⑨許認可、⑩技術・プロジェクト管理のいずれかに従事した年数の合計が10年以上であること。従事年数の内訳を示すこと（例：①5年②3年⑩2年）。
 - (b) 海外原子力関連機関・学協会もしくは海外原子力施設における勤務経験年数が合計2年以上であること。または、それらの機関・学協会や施設との英語による会議参加数が、合計30回・日以上であること（例：3日間の会議に参加すれば3回・日と数える）。勤務経験年数もしくは会議参加数の内訳を示すこと（例：原子力製造事業者米国支社勤務3年。IEEE会議参加48回・日）。
 - (c) 調査担当者または主任調査担当者に、以下の3分野の専門家（各分野の設計、運転保守、品質保証もしくは許認可の実務経験10年以上。大学／大学院在学期間は実務経験に含まれない。）が含まれること。
 - 原子力施設の安全関連電気系統・設備
 - 原子力施設の安全関連計装・制御
 - 原子力施設の安全関連プロセス系統・機器
 - (d) 課題：下記ホームページ「Pilgrim 1 – Quarterly Plant Inspection Findings」に示された「白」指摘の事象(Mar 20, 2015)について、概要、原因、再発防止策や教訓と担当者の考察からなる「まとめ」を作成すること。その際、仕様書の実施内容の(2)に記載された②～⑥に留意すること。ただし、図表は含めてもよいが、文字数は800

字以内で A4 サイズ 1 ページに収めること。また、本課題の実施を通じて、「業務の流れ」、工数、実施体制等を適切に構築・提案すること（下記（5）（6）参照）。

- 事例：<https://www.nrc.gov/reactors/operating/oversight/docket-pim.html?docket=PILG&quarter=2018Q1#MS1st>

（5）仕様書の4. 実施内容に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。

- (a) 実施項目（1）（A）の「業務の流れ」を示すこと。その中で、「全訳・推敲」と「技術品質レビュー」に相当するステップにおける想定工数（人・時）と想定根拠（例えば、単頁あたりの工数（人・時／頁）とその適切性。）を示すこと。
- (b) 実施項目（1）（B）の「業務の流れ」を示すこと。その中で、「まとめに要する情報分析・考察」、「追加の情報の検索と調査」、「まとめの推敲」と「まとめの技術品質レビュー」に相当するステップにおける想定工数（人・時）と想定根拠（例えば、単頁あたりの工数（人・時／頁）とその適切性。）を示すこと。
- (c) 実施項目（2）の「業務の流れ」を示すこと。その中で、「重要指摘の有無調査」、「重要指摘事項が含まれる検査報告書の分析・考察」、「追加の情報の検索と調査」、「まとめの推敲」と「まとめの技術品質レビュー」に相当するステップにおける想定工数（人・時）と想定根拠（例えば、単頁あたりの工数（人・時／頁）とその適切性。）を示すこと。
- (d) 実施項目（3）の「業務の流れ」を示すこと。その中で、「特定重要事案の分析・考察」、「関連情報（最低2件）の検索・調査」、「個別報告書の推敲」と「個別報告書の技術品質レビュー」に相当するステップにおける想定工数（人・時）と想定根拠（例えば、単頁あたりの工数（人・時／頁）とその適切性。）を示すこと。

（6）実施体制に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。

- (a) 本業務を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務業務を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記（4）（5）で求める「担当者」もこの記号で示すこと。
- (b) 本業務を実施する各技術担当（技術管理者、主任調査担当者、調査担当者、その他技術者）の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴（注1）、職歴（注2）、関連業務経験（注3）。なお、各担当者の実名は記載せず、(a)と同じく記号で示すこと。
（注1）高校、専門学校、大学、修士、博士の別と卒業年度を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、原子力工学などの専攻名を併記のこと。
（注2）入社年：会社名と所属部門名、担当した代表的な業務件名について記載すること。固有名詞は一般名詞で置き換えること。
（注3）（4）（a）（b）（c）に記載された従事年数の内訳と勤務経験年数もしくは会議参加数の内訳と専門分野を記載すること。固有名詞は一般名詞で置き換えること。
- (c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本業務にかかる品質管理の具体的な方法（本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等）を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（6）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正1部、及び副1部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、平成31年2月27日（水）12時までに電子メール又は文書（FAXも可）で、下記の原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル8階

担当：帶刀 勲 (isao_tatewaki@nsr.go.jp)

TEL：03-5114-2109

FAX：03-5114-2177

(様式1)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称



代表者氏名



「平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

件名：平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析

商号又は名称：

条 件	回答 (○or×)	資料 No.
(1) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を引き続き取得すること。		
(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
(3) 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。		
(4) 調査担当者と主任調査担当者は、海外原子力施設の運転経験や海外規制・規準動向等に関する英文情報を理解し、その内容を日本語で説明する能力を有すること。また、調査に必要な英語によるコミュニケーションを行う能力を有すること。さらに、調査した海外原子力施設や海外規制・規準動向と国内原子力施設や国内規制・規準動向との差異を説明する能力を有すること。以上の能力を確認するため、略歴欄((6)参照)に、以下の(a) (b) (c)に関する情報を追加すること。調査担当者は(a)に示す従事年数を満足すること。主任調査担当者は、(a)に示す従事年数と(b)に示す勤務経験年数（又は参加数）の両方を満足すること。また、下記(d)の課題を実施し、添付すること。 (a) 実用発電炉もしくは燃料サイクル施設の①設計、②安全評価、③製造・調達、④建設、⑤試運転・運転、⑥保守、⑦廃止措置、⑧品質保証、⑨許認可、⑩技術・プロジェクト管理のいずれかに従事した年数の合計が10年以上であること。従事年数の内訳を示すこと（例：①5年②3年⑩2年）。		
(b) 海外原子力関連機関・学協会もしくは海外原子力施設における勤務経験年数が合計2年以上であること。または、それらの機関・学協会や施設との英語による会議参加数が、合計30回・日以上であること（例：3日間の会議に参加すれば3回・日と数える）。勤務経験年数もしくは会議参加数の内訳を示すこと（例：原子力製造事業者米国支社勤務3年。IEEE会議参加48回・日）。		
(c) 調査担当者または主任調査担当者に、以下の3分野の専門家（各分野の設計、運転保守、品質保証もしくは許認可の実務経験10年以上。大学／大学院在学期間は実務経験に含まれない。）が含まれること。 <ul style="list-style-type: none"> • 原子力施設の安全関連電気系統・設備 • 原子力施設の安全関連計装・制御 • 原子力施設の安全関連プロセス系統・機器 		
(d) 課題：下記ホームページ「Pilgrim 1 - Quarterly Plant Inspection Findings」に示された「白」指摘の事象(Mar 20, 2015)について、概要、原因、再発防止策や教訓と担当者の考察からなる「まとめ」を作成すること。その際、仕様書の実施内容の(2)に記載された②～⑥に留意すること。ただし、図表は含めてもよいが、文字数は800字以内でA4サイズ1ページに収めること。また、本課題の実施を通じて、「業務の流れ」、工数、実施体制等を適切に構築・提案すること（下記(5)(6)参照）。		

条 件	回答 (○or×)	資料 No.
<ul style="list-style-type: none"> "事例 : https://www.nrc.gov/reactors/operating/oversight/docket-pim.html?docket=PILG&quarter=2018Q1#MS1st 		
<p>(5) 仕様書の4. 実施内容に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>(a) 実施項目(1)(A)の「業務の流れ」を示すこと。その中で、「全訳・推敲」と「技術品質レビュー」に相当するステップにおける想定工数(人・時)と想定根拠(例えば、単頁あたりの工数(人・時／頁)とその適切性。)を示すこと。</p> <p>(b) 実施項目(1)(B)の「業務の流れ」を示すこと。その中で、「まとめに要する情報分析・考察」、「追加の情報の検索と調査」、「まとめの推敲」と「まとめの技術品質レビュー」に相当するステップにおける想定工数(人・時)と想定根拠(例えば、単頁あたりの工数(人・時／頁)とその適切性。)を示すこと。</p> <p>(c) 実施項目(2)の「業務の流れ」を示すこと。その中で、「重要指摘の有無調査」、「重要指摘事項が含まれる検査報告書の分析・考察」、「追加の情報の検索と調査」、「まとめの推敲」と「まとめの技術品質レビュー」に相当するステップにおける想定工数(人・時)と想定根拠(例えば、単頁あたりの工数(人・時／頁)とその適切性。)を示すこと。</p> <p>(d) 実施項目(3)の「業務の流れ」を示すこと。その中で、「特定重要な事案の分析・考察」、「関連情報(最低2件)の検索・調査」、「個別報告書の推敲」と「個別報告書の技術品質レビュー」に相当するステップにおける想定工数(人・時)と想定根拠(例えば、単頁あたりの工数(人・時／頁)とその適切性。)を示すこと。</p>		
<p>(6) 実施体制に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>(a) 本業務を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行つてはならない。なお、体制において実務業務を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記(4)(5)で求める「担当者」もこの記号で示すこと。</p> <p>(b) 本業務を実施する各技術担当(技術管理者、主任調査担当者、調査担当者、その他技術者)の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴(注1)、職歴(注2)、関連業務経験(注3)。なお、各担当者の実名は記載せず、(a)と同じく記号で示すこと。</p> <p>(注1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別と卒業年度を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、原子力工学などの専攻名を併記のこと。</p> <p>(注2) 入社年：会社名と所属部門名、担当した代表的な業務件名について記載すること。固有名詞は一般名詞で置き換えること。</p> <p>(注3) (4)(a)(b)(c)に記載された従事年数の内訳と勤務経験年数もしくは会議参加数の内訳と専門分野を記載すること。固有名詞は一般名詞で置き換えること。</p>		
<p>(c) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本業務にかかる品質管理の具体的な方法(本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。</p>		

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

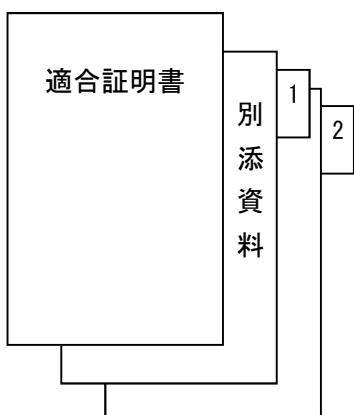
電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめて綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）
とは、「平成31年度特定重要事案の技術情報調査・分析」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から平成32年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間に内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の 100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(かし担保責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

2 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

3 乙が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づ

いて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
 - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

第18条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第19条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第20条 乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第21条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
- イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
- ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
- ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であつ

た者は、連帶して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除せらるるにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付